



教育

府立南大阪高等職業技術 専門学校10月入校生募集

募集科目 空調設備科

応募資格 18歳以上の人

定員 30人

授業料 年間11万8800円（別途教科書代など実費）※その他、入校料などが必要。

願書受け付け 7月8日(火)～8月6日(木)まで
八口ワーク河内長野（河内長

野市昭栄町7の2）〔☎(53)3081〕で受け付け

試験日 9月3日(木)

合格発表 9月8日(火)

入校日 10月9日(金)

問い合わせ 同専門学校（☎594-1144和泉市テクノステージ二丁目3の5）〔☎0725(53)3005〕

※7月10日(金)、9月10日(木)=施設見学会、7月30日(木)=施設見学会と体験実習を同専門学校で実施します（いずれも午後1時15分～受け付け、当日直接会場へ）。



相談

大阪法務局の登記相談が予約制になります

8月3日(月)から、大阪法務局の登記相談が予約制になります。予約方法など詳しくはお問い合わせください。

とき 月～金曜日、午前9時～11時30分、午後1時～4時（祝日、年末年始を除く）

問い合わせ 大阪法務局富田林支局〔☎(23)2432〕

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日を除く、1人年1回
	第1・3水曜日	午後1時～4時	金剛連絡所	
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く
行政相談	16(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	21(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1人年1回
人権なんでも相談	24(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談
女性の悩み相談	9(木)	午前10時30分～午後0時30分	すばるホール3階	定員4人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラーによる相談 ※9(木)は午後3時30分まで 定員5人
	17(金)	午後1時30分～4時30分	男女共同参画センター	
女性のための電話相談	3(金)、10(金)、21(火)、28(火)	午前10時～午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ（内線474）、女性の相談員による相談
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会（人権文化センター内）	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日を除く
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時		
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(26)3676〕、祝日を除く
健康相談	13(月)、27(月)	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
心配ごと相談	7(火)、17(金)、28(火)、8/4(火)	午後1時～4時	総合福祉会館	電話相談も可〔☎(25)8200〕※7(火)、8/4(火)は障がい者の相談、17(金)は司法書士による相談(要予約)、28(火)は女性の相談
	10(金)	午後1時～4時	金剛連絡所	女性の相談日 電話相談も可〔☎(29)1401〕 障がい者の相談日 (女性や障がい者以外の相談もできます)
	24(金)	午後1時～4時		
	10(金)	午後1時～4時	かがりの郷	要予約〔☎(20)6070〕、司法書士による相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日、夜間の相談も可
農業相談	8(火)	午後1時～4時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日を除く
商工法律相談	14(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
日本政策金融公庫相談	8(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	10(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン〔☎0570(064)370〕
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談(就職のあっせんはしません)、祝日を除く
お出かけ就労支援相談	28(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	15(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
労働相談	9(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線187）
障がい者就業・生活相談	21(火)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	電話相談も可（内線199） 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)
住宅関連法律相談	17(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線436、437）、定員6人



税

家屋の一斉調査にご協力を

税の公平性を図るため、既存家屋の増改築や取り壊しなどの変更の有無を確認する一斉調査を実施します。調査員が訪問したときは、ご協力をお願いします。調査員は、「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

問い合わせ 課税課（内線113～115）

住宅を耐震・バリアフリー・省エネ改修すると固定資産税が減額されます

住宅を耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修（熱損失防止改修）し、一定の要件に適合する場合は、固定資産税が減額されますので申告してください。対象となる改修工事の内容や申告手続き、添付書類など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線113～115）

市税未納の人を対象に休日納付相談会を実施します

仕事などの理由により、市役所に普段来ることができない人は、この機会にぜひご相談ください。なお、当日の混雑を避けるため、相談希望日の2日前までに電話で申し込んでください。

とき 7月12日(日)、19日(日)、いずれも午前9時～正午、午後1時～5時

ところ 市役所地下902・903会議室

持ち物 納税通知書または催告書、本人確認書類、印鑑

申し込み 納税課（内線121～124）へ

今月は固定資産税・都市計画税の第2期分の納期です			
納付には便利な口座振替のご利用を！			
預（貯）金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預（貯）金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます（ペイジー口座振替受付サービス）。※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。納税課（内線121～124）			
◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税	
第1期 5月	第1期 6月	全期	5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全台数の振替になります。	
第3期 9月	第3期 10月		
第4期 12月	第4期 1月		



講座

介護予防サポーター養成講座

市内で開催される介護予防教室において、介護予防の知識や運動の実践方法などを指導する同サポーターを養成します。

とき 7月28日～9月15日の毎週火曜日、午前10時～午後3時30分（8月25日～9月15日は正午まで）と介護予防教室の見学1回（全9回）

ところ 市消防本部

内容 介護予防に必要な運動や栄養、口腔機能に関する基礎知識と指導方法、運動実技の指導方法など

対象者 市内在住で講座修了後、高齢者の介護予防や健康づくりを支援する「介護予防サポーターの会（健やかスマイル）」に入会し、介護予防教室で指導（月3回以上）できる人

定員 20人

参加費 無料

申し込み 7月21日(火)までに高齢介護課（内線196）へ（申し込み多数の場合抽選）

※同サポーターの活動についての説明会を7月14日(火)、午前10時～、市役所201会議室で開催しますので、参加を希望する人は当日、直接会場へお越しください。

介護職員初任者研修受講生募集

とき 7月25日(土)～12月12日(土)

ところ 村田医院文化センター棟室（青葉丘8の14）、デイサービスセンターさえずり（五軒家一丁目25の10）

内容 通学20回、通信教育（添削）4回

※研修終了後、心肺蘇生練習キットをお渡しします。

定員 20人（申し込み先着順）

受講料 6万9800円（教材費含む）

※高校生以上の学生は4万8860円。ただし、学生証の提示が必要です。

申し込み 7月6日(月)～、NPO法人サンキューネット【☎072(365)2352】へ

同行援護従業者養成研修受講生募集

視覚に障がいのある人が移動する際に必要な援助に関する知識と技術を行う「同行援護従業者」を養成する研修を実施します。

①一般課程

とき 8月29日(土)、30日(日)、9月12日(土)（全3回）

②応用課程

とき 9月13日(日)、20日(日)（全2回）
※応用課程は一般課程または府知事が一般課程に相当するものとして認める研修の修了者でないと受講できません。詳しくはお問い合わせください。

ところ ジョブシテカレッジおもちゃ館金剛校（大阪狭山市金剛一丁目3の5）

定員 ①②各30人（申し込み先着順）

受講料 ①②各1万5000円（いずれも教材費含む）

申し込み 7月8日(火)～8月19日(火)（土・日曜日、祝日を除く、午前9時～午後5時）までにNPO法人シーシータイミング【☎072(366)5566】へ

居宅介護職員（障がい者ホームヘルパー）初任者研修受講生募集

介護職員初任者研修課程（訪問介護員養成研修2級課程）

修了者を対象に、障がいのある人に介護サービスをする際に必要な知識や技術を習得することを目的とした研修を実施します。



とき 8月5日(火)～10月22日(木)

申し込み 障がい福祉課（内線194）に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、7月17日(金)（必着）までに郵送で、☎543-0072大阪府天王寺区生玉前町5の33 府障がい者社会参加促進センター内（社福）大阪障害者自立支援協会【☎06(6775)9115・FAX06(6775)9116】へ

※定員やカリキュラムなど詳しくは、府ホームページ【<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikiseikatsu/shogai-chiki/homehelper.html>】をご覧ください。



介護保険

介護保険サービス利用時の利用者負担割合が見直されます

65歳以上（第1号被保険者）で一定以上の所得がある人は、8月1日(木)利用分から利用者負担割合が1割から2割になります。(下図参照)

要介護認定を受けている第1号被保険者の利用者負担割合		
	下記以外の場合	2割
本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他合計所得金額が単身で280万円未満または、2人以上で346万円未満の場合	1割
本人の合計所得金額が160万円未満		1割

※ただし、1カ月の利用者負担には、上限額（高額介護サービス費）が設けられています。詳しくはお問い合わせください。

■介護保険負担割合証を送付します

7月中に、要介護・要支援認定を受けている人に、それぞれの負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を送付します。

8月1日(木)以降に介護保険サービスをご利用になる場合は、利用している介護サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。

問い合わせ 高齢介護課（内線179）

介護保険施設に入居（ショートステイ含む）する人へ

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）への入居・入院、ショートステイにかかる食事代、居住費（滞在費）は保険給付の対象外ですが、所得状況によっては補足給付を受けることができます。介護保険施設を利用する予定があり、要件に該当する人は高齢介護課へ申請してください。

※更新対象者には、6月中に申請書を送付しています。

対象者 住民税非課税世帯に属し、次の要件を全て満たす人

- ・本人および配偶者の預貯金などが単身で1000万円、夫婦で2000万円以下である人
- ・配偶者が住民税非課税の人

持ち物 印鑑、預貯金などが確認できる預（貯）金通帳の写し（配偶者分も含む）、今年1月2日以降に転入した人は世帯全員の27年度非課税証明書
※適用開始日は申請月の初日からとなります。

問い合わせ 高齢介護課（内線179）

27年度介護保険料決定通知書を送付します

27年度の介護保険料を、26年中の所得と世帯の住民税課税状況を基に決定しましたので、7月中旬までに「介護保険料決定（更正）通知書兼特別徴収開始通知書」を送付します。

なお、介護保険料は3年に1度見直しされることになっており、これにより27年度から介護保険料額が変わりました。

同通知書には、27年度の年間保険料額を記載しています。今回決定した年間保険料額から、4月に仮決定した保険料額（普通徴収の人は4～6月分、特別徴収の人は4・6・8月分）を差し引いた額を残りの納付月に納めていただきます。

市から送付する納付書で納付する普通徴収の人は取扱金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所で納入期限内に納めてください。特別徴収の人は、保険料を年金からの天引きにより納めていただきます。

■今年10月から特別徴収になる人

現在、普通徴収の人で今年4月1日時点、老齢（退職）年金などを受給されている人は、原則10月から特別徴収に変わります。7～9月分は、普通徴収の納付書で納めてください。

○普通徴収対象者（水色の通知書）

老齢（退職）年金、遺族・障がい年金の受給額が年額18万円未満の人や、老齢福祉年金などを受給している人

○特別徴収対象者（緑色の通知書）

老齢（退職）年金、遺族・障がい年金の受給額が年額18万円以上の人

■年金額が年額18万円以上でも、一時的に普通徴収になる人

次の場合などは年金額が年額18万円以上でも、特別徴収が始まるまで一時的に普通徴収として納付書で納めてい

たきます。

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・所得段階の区分が変更になったとき
- ・その他、年金保険者の理由によるとき

■介護保険料の減免制度

次のいずれかの要件を満たす人は、申請により、保険料が減免されます。

- ①天災や火災で著しい被害を受けた人
- ②主たる生計維持者の予定外の失業などにより収入が著しく減少した人
- ③住民税非課税の人で、生活保護法に規定する要保護者で生活保護を受けていない人
- ④住民税非課税の人で、預貯金があるために生活保護法に規定する要保護者とならない人のうち、預貯金の世帯合計額が350万円以下の人

問い合わせ 高齢介護課（内線175、176）

保険料の納付は便利な口座振替で

普通徴収対象者の国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は、市から送付する納付書によって保険料取扱金融機関、コンビニエンスストア（後期高齢者医療保険料を除く）または市役所で納めていただくことになっています。

保険料のお支払いは、納期限ごとに自動的に指定の預（貯）金口座から引き落としされる口座振替が便利で確実です。普通徴収の対象者で口座振替を希望される人は、納入通知書と預（貯）金通帳、通帳の印鑑を持参し、保険料取扱金融機関、または国民健康保険料については保険年金課、後期高齢者医療保険料については福祉医療課、介護保険料については高齢介護課で手続きをしてください。
※また、引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を市役所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができるペイジー口座振替受付サービスの取り扱いもしています。対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課（内線152、156）、福祉医療課（内線158、159）、高齢介護課（内線175、176）



福祉

原子爆弾被爆者見舞金の申請を

対象者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき諸手当を受けている人で、今年4月1日以前から引き続き本市に居住し、住民基本台帳に記載されている人

申し込み 印鑑、手当の証書(写し可)、金融機関の通帳(写し可)を持参し、7月31日(金)までに地域福祉課(内線283、285)へ

※昨年、見舞金を受け取った人には申請用紙を送付しましたが、7月6日(月)までに申請用紙が届かない場合はご連絡ください。

老人医療(一部負担金相当額等一部助成)医療証が変わります

現在、同医療証(黄色)をお持ちの人は、7月31日(金)で有効期限が切れまです。引き続き該当する人には新しい医療証(水色)を7月末に郵送しますので、8月1日(火)からは新しい医療証をお使いください。なお、次の①～⑥のいずれかに該当する人で、一度も申請していない65歳以上の人は、申請の手続きをしてください。

※④～⑥は所得制限があります。

- ①身体障がい者手帳(1・2級)を持っている人
 - ②療育手帳(A)を持っている人
 - ③身体障がい者手帳(3～6級)と療育手帳(B1)の両方を持っている人
 - ④感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療を受けている人
 - ⑤障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療の適用を受けている人
 - ⑥特定医療費(指定難病)助成の認定を受け、対象となる難病を有する人
- ※対象となる難病についてはお問い合わせください。

手続き 健康保険証、印鑑、①～⑥を証明する手帳などを持って、福祉医療課または金剛連絡所へ(代理人でも可)

問い合わせ 福祉医療課(内線163、164)



国民年金

保険料の納付が困難な場合は免除制度のご利用を

経済的な理由などで、保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると保険料の「一部」「全額」の納付が免除または猶予されることがあります。

また、26年4月から法律が改正され、2年1カ月前の分までさかのぼって申請できるようになりました。

免除の期間 申請月の2年1カ月前～翌年6月まで

※保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)を承認された人が、申請時に翌年度以降も申請することをあらかじめ希望された場合、翌年度以降は改めて申請しなくても継続して申請があったものとして自動的に審査します。

※離職などにより承認された人は、毎年申請が必要です。

受給資格 免除、納付猶予をされた期間は、年金を受けるための受給資格期間に算入されま

※一部免除の場合は、決定された額を納付しなければ未納期間となります。

申請に必要なもの 年金手帳、印鑑
※失業された人は、失業を確認できる雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、公的機関の証明書などがが必要です。

問い合わせ 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕、保険年金課(内線153、154)

20歳前障がい基礎年金を受給している人は所得状況届の提出を

同年金を受給している人は所得状況届を7月31日(金)までに保険年金課へ提出してください。

提出がない場合は年金支払いが止まることがあります。

なお、今年1月2日以降に転入した人は27年度所得証明が必要です。

問い合わせ 保険年金課(内線153、154)



国民健康保険

新しい高齢受給者証を送付します

現在、高齢受給者証をお持ちの人は、7月31日(金)で有効期限が切れます。引き続き該当する人には新しい高齢受給者証を7月末に郵送しますので、届かない場合はお問い合わせください。

問い合わせ 保険年金課(内線150、188)

27年度国民健康保険料決定通知書を送付します

7月中旬に国民健康保険の被保険者世帯に保険料の決定通知書をお送りします。同通知書では、26年中の収入を基に確定した年額保険料から4月にお知らせした仮決定分を差し引いた額を、来年3月までの残り月数に等分して賦課しています。

※保険料を納付書で納められる場合は、納付期限内に納めてください。

問い合わせ 保険年金課(内線151、155)



募集

防衛省自衛官募集

●航空学生(各種航空機のパイロットの養成)=6年後に幹部に任官

応募資格 日本国籍を有する高卒(見込み含む、18歳以上)～21歳未満の人

●一般曹候補生(小部隊指揮官の養成)=入隊後2年9カ月以降に選考で3曹に昇任

応募資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

●自衛官候補生(任期制自衛官として各種教育訓練や職務を通じた技術を取得)=入隊3カ月後に2等陸・海・空士に任用

応募資格 日本国籍を有する18歳以上27歳未満の人

受付期間 8月1日(火)～9月8日(火)
※なお、自衛官候補生は男性に限りこの期間以外も随時受け付けています。

問い合わせ 自衛隊富田林地域事務所〔☎(24)3799〕